



オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2023 Online/Nagoya

2023年5月20(土) 10:00~18:00 オンライン会場(Zoom&YouTube Live)

『OSSライセンスを正しく理解するための本』 紹介3~02 OSSライセンスの概要

2023年5月20日 NEC OSS推進センター・姉崎章博



OSSライセンスを正しく理解するための本





本書では、OSSライセンスを正しく理解す るために著作権を主眼点において解説してい ます。プログラマーは、文字をつづってプログ ラムという著作物を創作するという点におい ては、文芸作品を創作する作家と同じように 著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセ ンスについて理解する、そのような段階を踏 んで理解することが苦手な人もいるでしょう。 そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進め ましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもし れませんが、特定の場合にしか当てはまらな い、または、どの場合にも当てはまらない表現 であることが少なくありません。そのような表 現で「わかったつもり」になってしまっては、間 違った前提で理解を進めてしまいがちです。 (序文より抜粋)

C&R研究所について C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユ ニークな社風や教育方針は新聞やテレビなど で紹介されたりします。詳細については、次の Webサイトでご覧いただくことができます。

www.c-r.com

◎会社犬「ラッキー」

また、新潟本社には2

代目会社犬「ラッキー」 がいます。名刺を持つ正 式な社員として広報部

に勤務しつつ、セラピー

ドッグとして社内のメ ンタルヘルスにも貢献しています。

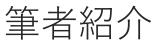
Checked!

姉崎章博 🗃

著作権が理解できれば、 OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説! CRRMPP

https://www.c-r.com/book/detail/1425 ↓訂正情報があります https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm



CRIC

教科書

を正しく理解 するための本

\Orchestrating a brighter world

OSS License

Checked!

- ◆ NEC OSS推進センター所属・姉崎章博
- ◆ 汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる
- ◆IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
 - 「IA-64 Linux on 16-WayサーバAzusA」 Linux Conference 2000 Fall
- ◆OSSライセンスの解説に取り組む2006~
 - NECグループ内へ累計 100回以上、3千名以上へ集合教育(Web教育を除く)
- :**100社程**に有償対応 ◆ 2008年 OSSライセンスのコンサルをビジネスに OSIの記事、IPA/SOFTICの報告書、コミュニティの講演や大学教授の論文さえ、 著作権に基づく、GPLなどのライセンスをそのように扱っていないことに疑問 ◆著作権情報センター(CRIC)第9回著作権・著作隣接権 論文佳作入選 |OSSライセンスとは~著作権潂を権原とした解釈| (2013年) https://osslicense-ane.com/paper/cric-paper/
- ◆『オープンソースの教科書』 第7章 オープンソースとライセンスの原文執筆(2021年) https://c-r.com/book/detail/1416
- ◆『OSSライセンスを正しく理解するための本』 (2021年) https://c-r.com/book/detail/1425

『OSSライセンスを正しく理解するための本』

- https://www.c-r.com/book/detail/1425
- ◆CHAPTER 01 OSSの基礎
- ◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要
- ◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説



- ◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること
- ◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案
- ◆CHAPTER 06 コンサル事例
- ◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係

OSS: Open Source Software





『OSSライセンスを正しく理解するための本』 CHAPTER 02 OSSライセンスの概要

06 OSSライセンス条文の例

07 ライセンスとは

08 OSSライセンスと著作者の関係

09 OSSライセンスを4つに分類した例

10 結合著作物とは

11 OSSライセンスのタイプ

∘「BSDタイプ」のライセンス

◦「MPLタイプ」のライセンス

◦「LGPLタイプ」のライセンス

∘「GPLタイプ」のライセンス

12 訴訟やその他のトラブル例



科解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラ⊃ ルを避け、OSSを活用するための1冊/ OSSライセンスのコンセ ルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説/ @CsRHRRM





OSSライセンス条文の例 FreeBSD_10_1¥src¥sys¥fs¥nfs¥nfs_commonacl.c より

/*-

* Copyright (c) 2009 Rick Macklem, University of Guelph

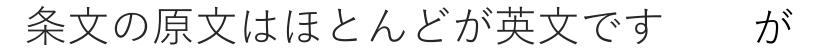
- * All rights reserved.
- *
- * Redistribution and use in source and binary forms, with or without
 * modification, are permitted provided that the following conditions
 * are met:
- * 1. Redistributions of source code must retain the above copyright
- \ast notice, this list of conditions and the following disclaimer.
- * 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright
- * notice, this list of conditions and the following disclaimer in the
- * documentation and/or other materials provided with the distribution.
- * THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS ``AS IS" AND
 * ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE
 * IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE
 * ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE
 * FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL
 * DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS
 * OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION)
 * HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT
 * LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY
 * OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF
 * SUCH DAMAGE.



コグラムの先頭にコメ

ト行で記載されている





日本語参考訳があるので、そちらから読み始めると取っつきやすい

◆FreeBSDプロジェクトの例

https://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license/

◆OSG-JP オープンソースライセンスの日本語参考訳

https://licenses.opensource.jp/

e	eBSD, the Pawer To Serve		
SD &	は PreeBSD の入手 ドキュメント コミュニティ 開発 サポート 鮮和		
12	The FreeBSD Copyright		
-	課題:以下は FreeBSD の license の概念です。		
2	Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.		
2	Redistribution and use in source and binery forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:		
Z	1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.		
	Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclarine: In the documentation and/or other materials provided with the distribution.		
	THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTION AND CONTRIBUTIORS ''AS IS' AND ANY EXPRESS ON IMPLIED WARRANTES, NULLIONE, OUT AND LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTES, OF MERCHANTABLITY AND ITTRUSS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTION OR CONTRIBUTIONS BE LIARLE TOR ANY OR CONSEQUENTLA LOWAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCURRENT) OF SUBSTITUTE GOODS ON SERVICES LIDES OF USE, TANDARCT, INCLUENT, AND ANY OR CONSEQUENTLA LOWAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCURRENT) OF SUBSTITUTE GOODS ON SERVICES LIDES OF USE, TANDARCT, INCLUENTES AND ANY OT CONSEQUENTLA LOWAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCURRENT) AND SUBSTITUTE GOODS ON SERVICES LIDES OF USES, TANDARCT, INCLUENTES AND ANY OT CONSEQUENTIAL DAVAGES (INCLUDING) AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, ANY TANDO TO SUBSTITUTE CAUBLICAT, ANALYSED OF THE SOMETISTIC I LIABILITY, ANY TANDO TO SUBSTITUTE OF USE OF THIS SOMETIMALE, PARTICIPAL ANALES. (INCLUDING, BUT NOT LIMITE) TO SUBSTITUTE CAUBLITY, ANY TANDO TO SUBSTITUTE TO ESCO THE SOMETIMAL FOR ANALYSED OF THE SOMETIMEST. OF SUCH DAVAGE.		
	The views and conclusions contained in the software and documentation are those of the authors and should not be interpreted as representing official policies, either expressed or implied, of the TreeUSD Project.		
R	以下の日本語詞は参考のために恐付したものです。 英国奥だけが法律的に有効であることに注意してください。		
	Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.		
	ソースコード形式であれんイナリ形式であれ、変更の刺激に聞わらず、 以下の条件を満たす限りにおいて、両配作および使用を許可します:		
	1. ソースコード形式で興起作する場合、上記着作機表示。 本条件書および下記責任提定規定を必ず含めてください。 2. バイナリ形式で興起作する場合、上記者作機表示。 本条件書および下記責任提定規定を 配作機とともに提供される文書 および/または 他の資料に必ず含めてください。		
	ホソフトウェア18 THE FREEED RADIECT によって、"現状のまま" 提供されるものとします。ホソフトウェアについては、病見熱示を見わず、再用品として適用でなえるべき高齢をそなえているとな 保証を、料定の目的に適合するとの保証を含め、所の保証ではされません。事前のいなんを知らず、適合性を回応しかた地図つず、日二、発行の時の見引であるが感発見でなるが感発表であるが 注意行なるので見ないで、11 年代 FREEE FOR INFORMET にあった。 低できなうな場合が発生する可能性なのされていたとってい、ホンノトウェアの用いたりを見いに追加きまし 読む、特別の書、感到的損害または40歳来遊のいずれにおしても(代着品またはサービスの受託) 使用用金、データまたは40歳の見での構成、変良の中新におする者原で含め)着任をいっとい負 させん。		
	このソフトウェアと文書に含まれる意見や結論はそれらの著作者によるものであって、 The FreeBSD Project の公式な方針を、明淡熱淡を節わず、 あらわしているものととってはならない。		
	如何政律権のホームに戻る		

© NEC Corporation 2023 「『OSSライセンスを正しく理解するための本』紹介3~02 OSSライセンスの概

オープンソースライセンスの日本語参考訳

オープンソースライセンスの日本語参考訳

Open Source Group Japanでは、個々のオープンソースプロジェクトのより良い発展を促すためには通び なライセンスを選択することが重要だと考えています。しかしながら、Open Source Initiativeが承認し たオープンソースライセンスには様々な種類が存在し、理解が難しいと感じられることもあります。 Open Source Group Japanでは、これらの参考訳がオープンソースライセンスをより良く理解する助け となることを望んでいます。

注意

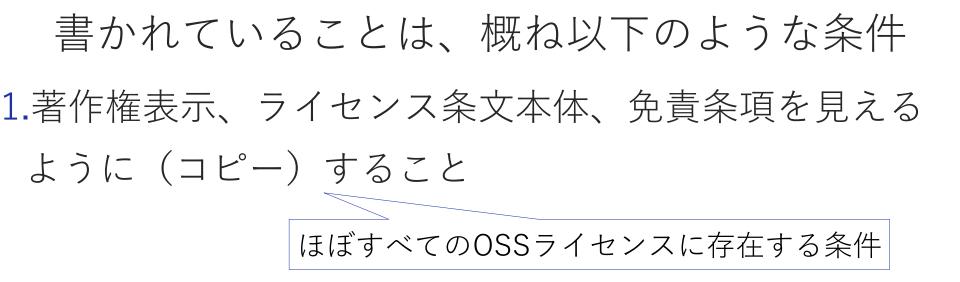
これらの参考訳は、各ライセンスの起草者によって発表されたものではなく、各ライセンスを適用した文 書の頒布条件を法的に有効な形で過べたものではありません。 頒布条件としては英語版テキストで指定さ れているもののみが有効です。

ライセンスリスト

Checked!

	ライセンス名	短篇例子	原文	OSI 区分	FSF 区分
0-clause I	BSD License	OBSD	原文		
1-dause	BSD License	BSD-1-Clause	原文		自由

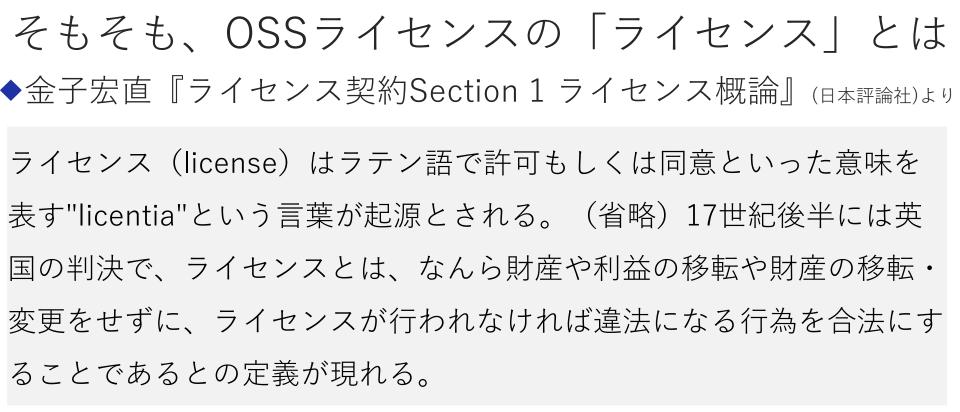
Orchestrating a brighter world



2.バイナリのソースコードまたはそれを提供する旨の申 し出を添付すること※「ソースコードの開示」「ソース開示」と筆者は呼称 GPLなどに存在する条件

◆GPLは、2.の条件しかないと誤解している人が多いが、1.もある GPLが出たときには既にBSD(1.)があり、上位互換となっている

Orchestrating a brighter world

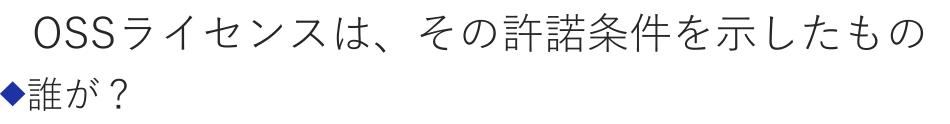


つまり、OSSライセンスの場合、

ライセンス条件が行われなければ著作権法違反になる行為 を合法にすること

Orchestrating a brighter world

Checked!



- ■そのOSSの開発者(社)=その著作物の著作者 ◆何の許諾?
 - ■そのOSSに対して、著作権を行使することの許諾
- ◆著作権の行使とは?
 - ■主に複製権の行使。例えば、 OSSという著作物をCDに焼いて複製すること Webにアップロードしてダウンロード可能な状態、 つまり、複製可能な状態にすることなど

\Orchestrating a brighter world

 とんでもない条件が課されている可能性は?
 『自由ソフトウェアとは?』https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、著作権を元にしています。
 そして著作権によって課することができる要求には制限があります。



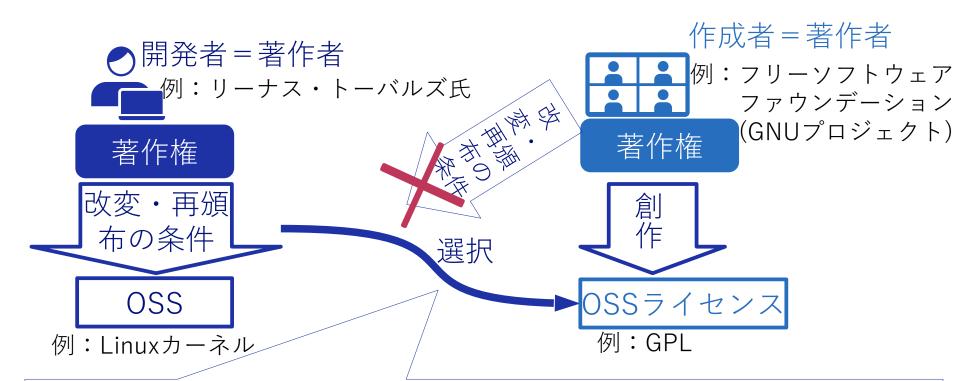
「OSSライセンスとは、著作権によって課することができる範囲で 、著作権の行使の条件を示したものである」と理解すれば、 とんでもない条件を課されているのではないか、という不安は ナノ ナナ できないか

\Orchestrating a brighter world

Checked!

払拭できないか。

GPLに従う? OSSライセンスと著作者の関係



OSSの開発者が、改変・再頒布の条件として、 OSSライセンスを選択してる(使わせてもらっている)のであって、 それがGPLであっても、GPLに登録するとか、GPLに従う、と いったものではありません。 OSSライセンスの作成者に、OSSの条件を指定する権利はありません



FSFの見解 「GNUライセンスに対する違反」より

もしGPL、LGPL、AGPL、あるいはFDLに違反すると思われる事 例がありましたら、(省略)もし著作権者がフリーソフトウェア ファウンデーション自身だったならば、どうか<licenseviolation@gnu.org>までご報告下さい。(省略)GPLやその他の コピーレフトなライセンスは、著作権に基づくライセンスである ことに注意して下さい。これは、違反に対して行動を起こす権限 があるのは著作権者のみであるということを意味します。FSFは 、FSFが著作権を持つコードに関して報告されたあらゆるGPL違 反に対して行動しますし、また違反を見逃したくないと考える他 の著作権者の皆さんにも助力を惜しみません。

しかし、わたしたちは著作権を持っていない場合、自分で行動 することができません。そこで、違反を報告する前にそのソフト ウェアの著作権者は誰なのか調べるのを忘れないで下さい。

OSS License \Orchestrating a brighter world

Checked!

OSS:OSSライセンスが支配しているわけではない 主に、著作者が支配(?)している。 ◆GPLと書いて公開したプログラムでも、 著作者は、プロプラとしても頒布できる ➤デュアル・ライセンス

• MySQL, etc.

✔OSSライセンスの位置づけを 正しく理解しましょう



OSSのライセンスは、

OSSの開発者が著作者として選択したもの。 OSSライセンスの下、OSSがあるのではない。

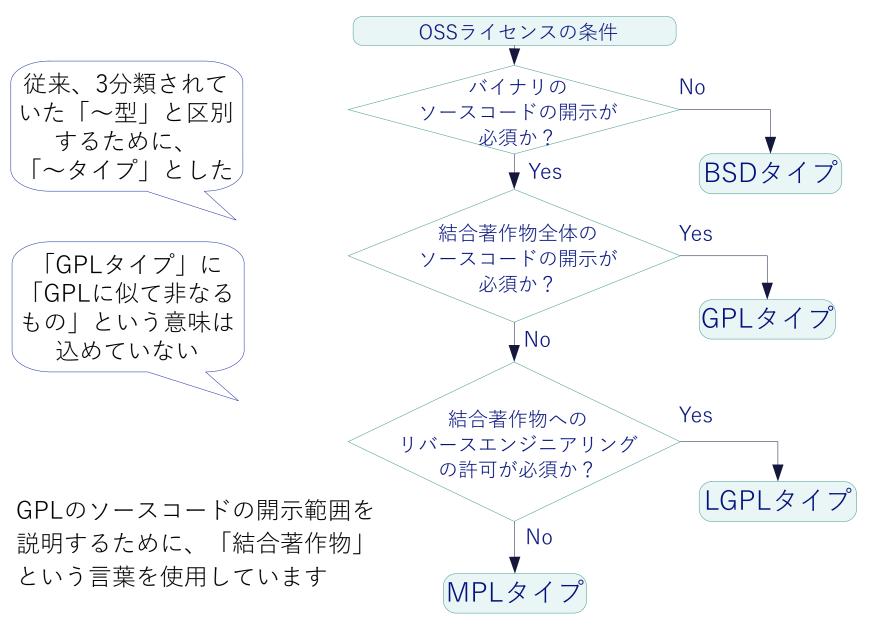
ここまでで、ご質問はありますか?

15 © NEC Corporation 2023 「『OSSライセンスを正しく理解するための本』紹介3~02 OSSライセンスの概要」姉崎章博 🍚





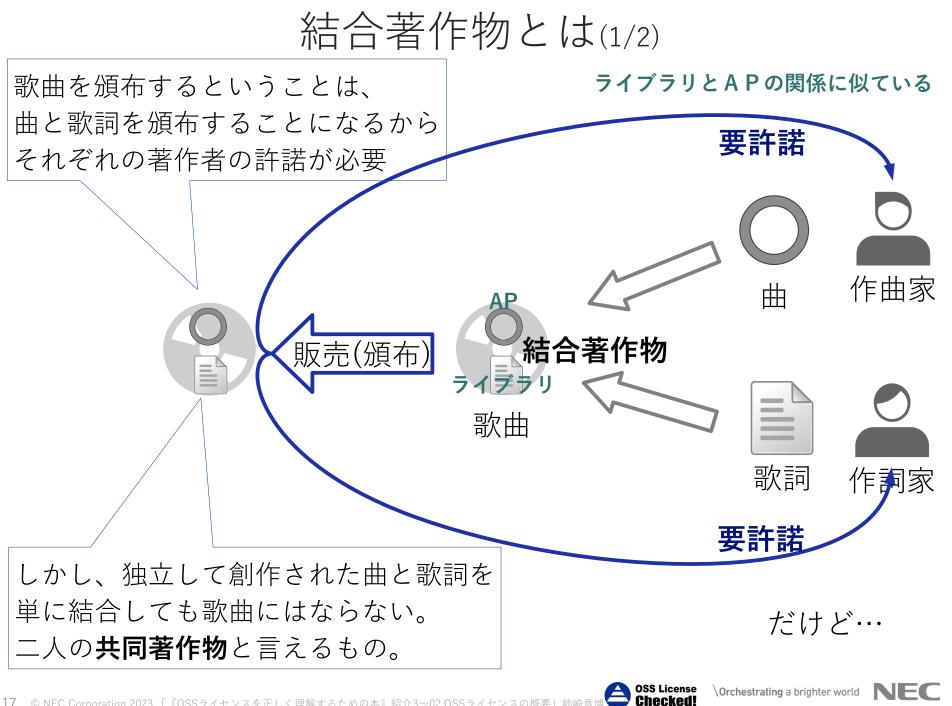
OSSライセンスを4つに分類した例



\Orchestrating a brighter world

NEC

OSS License



17 © NEC Corporation 2023 「『OSSライセンスを正しく理解するための本』紹介3~02 OSSライセンスの概要

結合著作物とは(2/2)

二人の共同著作物として扱うと… <u>二人の許諾</u>が必要になり、不便。 だから、相手の許諾が不要になる**結合著作物**という扱いがされる模様 ~**分離可能著作物**(造語)とでも言えそうな内容



OSS License

Checked!

Orchestrating a brighter world

NEC

OSSライセンスの4分類は、説明上のもの。

結合著作物:一緒なら相手の許諾も必要だが、

別ならば相手の許諾は必要ない、という扱い。

ここまでで、ご質問はありますか?





「BSDタイプ」のライセンス

◆OSS自身の「バイナリのソースコードの開示が必須ではない」

◆「BSD likeライセンス」とも呼ばれる

◆BSDライセンス、Apacheライセンス、MITライセンスなど

◆4タイプの中で一番条件の緩いライセンス

■このタイプのみ、改変の有無にかかわらずソースコードを開示せず、

バイナリ形式のみでも頒布することが可能だから

◆頒布の条件は、主に次の3点の受領者への提示

■著作権表示

■ライセンス本文

■免責条項(責任限定規定)



「MPLタイプ」のライセンス

◆OSS自身の「バイナリのソースコードの開示が必須」ですが、

「結合著作物への条件が除外されている」

◆つまり、ソース開示の条件の対象は、OSSに閉じている

◆Mozilla Public License(MPL)とこれに似た Eclipse Public License(EPL) Common Public License(CPL)など

◆1998年、Netscape Communicatorのオープンソース化に始まる

◆そのころ、用語「オープンソースソフトウェア」も出来た

■それまで「自由(フリー)ソフトウェア」と呼ばれていたもの

■「GPLは、(契約書としては)不十分な法的文書」と指摘する人まで

License \Orchestrating a brighter world

→真に受けてしまったのか、準拠法や管轄裁判所が記載

MPLとGPLの条件

GPLの条件

- 結合著作物のソースコードの開示
- MPLの条件 • 著作権表示
 - ライセンス条文
 - 免責条項
 - 自分自身のソースコードの開示
 - ・準拠法
 - 管轄裁判所

MPLの条件を GPLの条件で 包含できないため 両立しない

NEC

▶MPLのOSSは、GPLのOSSと結合するときはGPLを選択でき、LGPLのOSSと結合するときはLGPLを選択できるようにして、問題を回避



「LGPLタイプ」のライセンス ◆OSS自身の「バイナリのソースコードの開示が必須」ですが、 「結合著作物へはリバースエンジニアリングの許可」に譲歩 ◆GNU Lesser General Public License (LGPL)など ◆当初LGPLのLは「Library」。version 2.1で「Lesser」に変更 劣等(Lesser)GPLとは、GPLから一歩譲歩のニュアンス ◆頒布の主な条件…著作権表示、ライセンス条文、免責条項に加え ■ライブラリ自身のソース開示 →受領者自身でのバグfixなど改変可能にするため リバースエン ジニアリング ■APのソースまたはオブジェクトコードの提供 を一切禁止し →受領者自身での実行形式を再構成可能にするため てはならない、 という意味で ■そのリバースエンジニアリングの許可 はない →受領者自身で新実行形式をデバッグ可能にするため OSS License Checked! NEC \Orchestrating a brighter world 23 © NEC Corporation 2023「『OSSライセンスを正しく理解するための本』紹介3~02 OSSライセンスの概要

「GPLタイプ」のライセンス

◆OSS自身の「バイナリのソースコードの開示が必須」に加え、

「結合著作物全体のソースコードの開示が必須」

◆GNU General Public License (GPL)など

◆LGPLにあったAPのオブジェクトコードでの提供の選択肢が無い

デバッグにはソースコードの方が格段に適しているから

◆変更の有無は関係ない

◆LGPLがGPLから譲歩した条件としていたため、GPLの目的も 「受領者側での改変・デバッグ可能な自由」

BSDタイプの条件に加えて、ソース開示が必要なわけだが…

\Orchestrating a brighter world

「GPLタイプ」のライセンスで

◆利用プログラムのソースコードの必要性は?

■ジャムるプリンタのドライバを改変して凌ぐためには、

そのAPがドライバをどう使っているかデバッグに必要

◆ソース開示の対象範囲は?

■改変の目的から言えば、デバッグの対象となるプログラム単位

■一般に、カーネルと各AP単位とでデバッグは独立

◆AP全体の再頒布の条件がGPLの条件になる理由は?

■AP全体ならGPLのプログラムを含み、その著作権行使になるから

•結合相手のプログラムのライセンスがGPLになるわけじゃない

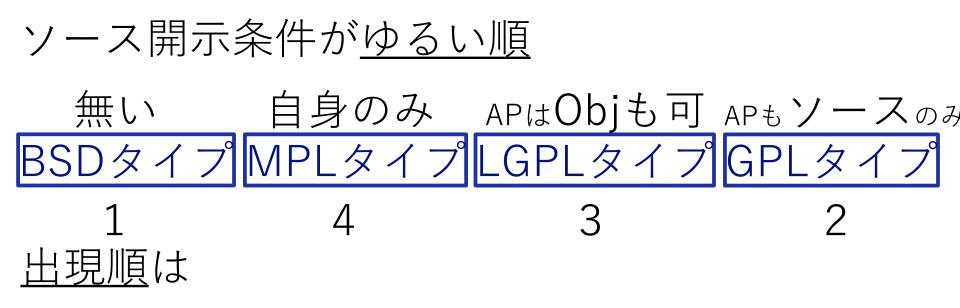
•二次的著作物は、原著作物の著作権に何ら影響を与えない

✔分離して頒布するならば、ソース開示の条件を課せられる道理も無い

SS License

Orchestrating a brighter world

OSS ライセンスの4 タイプを順に紹介しました

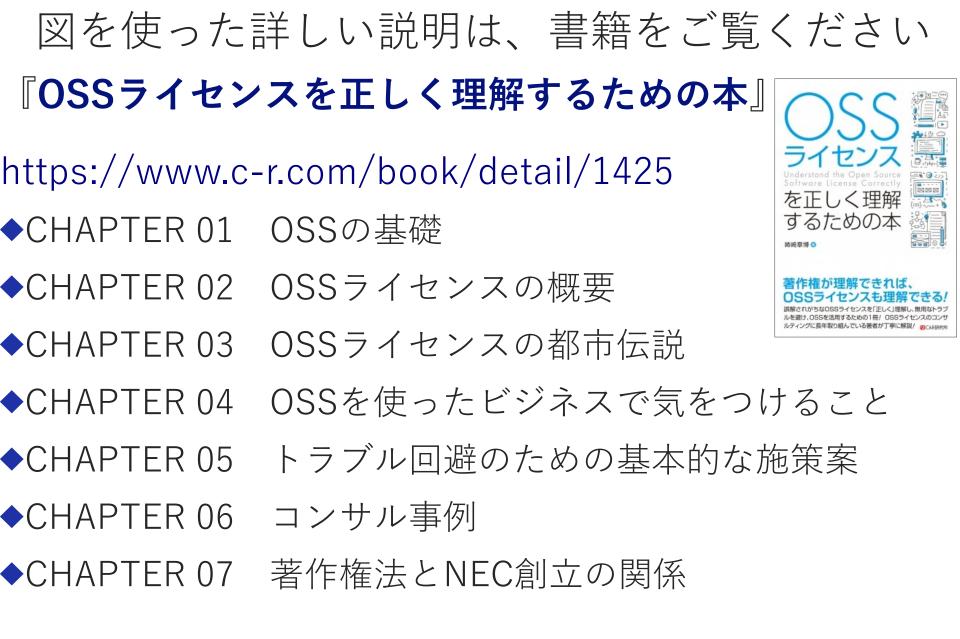


ここまでで、ご質問はありますか?



訴訟やその他のトラブル例

- ◆2007年~2009年、BusyBox(GPL)を含む通信機器を販売する メーカーがソースが開示されていないと多数提訴された
 - ■2007年9月 Monsoon Multimedia社
 - ■2007年11月 High Gain Antennas, LLC、Xterasys Corp.の2社
 - ■2007年12月 Verizon Communications社
 - ■2008年7月 Extreme Networks, Inc.社
 - ■2009年12月Samsung、JVC、Boschなど14社
 - ↑これは民事の話。
- ◆告発・告訴されて著作権侵害の有罪となれば、 日本では3億円以下の罰金刑の犯罪



OSS License

\Orchestrating a brighter world

NEC

OSSライセンス コンサルティング https://jpn.nec.com/oss/osslc/

1.	OSSライセンスと著作権法講義	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法 からOSSライセンスをお話しする講義です
2.	OSS利用ガイドライン作成支援	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕 方及び対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	開発管理プロセス改善支援	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制 の取れた開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	活動支援アドバイス・サービス	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年 間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	製品個別・対策支援アドバイス・サービス	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、 認識されたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します





◆タイトル:OSSライセンスと著作権法のポイント ~正しいOSSライセンスの理解の仕方~

◆時間:1.5時間 – 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答 (1-2名から数十名でも可)

◆講師:NEC OSS推進センター 姉崎 章博

◆スライド概要

- テキスト:https://jpn.nec.com/oss/osslc/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw.pdf
- フリーソフトウェアとOSSの概史
- OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
- OSSライセンスの位置づけ
- OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
- 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
- GPLv2 第3条の読み方
- GPLは契約ではないならば、何か?

◆ 無料の理由:**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため**。 一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいため。



となりますが、

以上、

何かご質問はありますでしょうか?

31 © NEC Corporation 2023「『OSSライセンスを正しく理解するための本』紹介3~02 OSSライセンスの概要」姉崎章博 🝚





Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、 誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

Orchestrating a brighter world

